

## ISD 条項について

	TPP(2015年10月5日大筋合意)	日・チリ EPA (2007年9月3日発効)	NAFTA(1994年1月1日発効)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自国の領域内の投資活動が環境、健康又はその他の規制上の目的に配慮した方法で行われることを確保するために適当と認められる措置(投資章の規定に適合するものに限る)を採用し、維持し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。[第 9.15 条]</li> <li>・ 締約国のタバコ規制措置について ISD 条項の便益を与えない選択をすることができる。[第 29.5 条]</li> </ul>		
協議・交渉	両当事者は、まず協議・交渉を通じて解決するよう努めるべきである。	同左	同左
請求の仲裁への付託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被申立人が協議の要請を受理した日から <u>6</u> 月以内に協議・交渉を通じて解決することができないときは、協定の投資に関する義務に違反したこと等を理由に仲裁を付託することができる。</li> <li>・ 付託の 90 日前に申立人の名称、協定の違反条項、請求の根拠、求める救済手段・損害賠償金額等を明記した書面によって被申立人へ通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議・交渉を通じて解決することができないときは、協定の投資に関する義務に違反したこと等を理由に仲裁を付託することができる。</li> <li>・ 同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被申立人が協議の要請を受理した日から <u>6</u> 月間で協議・交渉を通じて解決することができないときは、協定の投資に関する義務に違反したこと等を理由に仲裁を付託することができる。</li> <li>・ 同左</li> </ul>

<p>仲裁裁判所</p>	<p>①投資紛争解決国際センター(「国家と他の国家の国民との間の投資紛争に関する条約」に基づく調停・仲裁)</p> <p>②投資紛争解決国際センター(追加的な制度に関する理事会規則に基づく調停・仲裁)</p> <p>③国連国際商取引法委員会(UNCITRAL 仲裁規則による調停・仲裁)</p> <p>④<u>他の仲裁機関</u></p> <p>(注)①の場合は、被申立人たる国及び申立人の属する国が「国家と他の国家の国民との間の投資紛争に関する条約」に加盟していることが必要で、②の場合は、いずれかが当該条約に加盟していることが必要。TPP12 か国のうち、メキシコ以外は加盟済み。</p>	<p>①同左</p> <p>②同左</p> <p>③同左</p> <p>④同左</p>	<p>①同左</p> <p>②同左</p> <p>③同左</p>
<p>仲裁への同意等</p>	<p>・各締約国は、適法な手続きによって行われた仲裁請求の付託に同意する。</p> <p>・投資家は、</p> <p>①損失・損害を被り、又はそれを知ったときから<u>3年6月を経過したときは提起することができない。</u></p> <p>②損害賠償を伴わない暫定的な差止めによる救済を除き、当該事案に関する司法裁判所・行政裁判所の手続きを放棄しなければならない。</p>	<p>・同左</p> <p>・投資家は、</p> <p>①損失・損害を被り、又はそれを知ったときから <u>3年を経過したときは提起することができない。</u></p> <p>②同左</p>	<p>・同左</p> <p>・投資家は、</p> <p>①同左</p> <p>②損害賠償を伴わない暫定的な差止め、<u>確認</u>等による救済を除き、当該事案に関する司法裁判所・行政裁判所の手続きを放棄しなければならない。</p>

仲裁廷の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>各紛争当事者が任命する仲裁人及び両当事者が合意する裁判長となる第三の仲裁人で構成する。</li> <li>付託から <u>75 日以内</u>に決定されない場合は、要請により、事務局長が決定されていない仲裁人を ISID の仲裁人名簿から任命することができる(両当事者以外の国籍)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> <li>付託から <u>90 日以内</u>に決定されない場合は、要請により、事務局長が決定されていない仲裁人を ISID の仲裁人名簿から任命することができる(両当事者以外の国籍)。</li> </ul>
仲裁地	<p>紛争当事者が合意する場合を除くほか、ニューヨーク条約(外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約)を締結している国で実施する。</p> <p>(注)TPP12 か国は全てニューヨーク条約に加盟。</p>	同左	<p>紛争の当事者が合意する場合を除くほか、ニューヨーク条約(外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約)を締結している締結国で実施する。</p>
先決問題	<p>仲裁廷の設置後 45 日以内に要請された、申立人に有利な裁定を下すことができる請求でない旨の被申立人の異議について、先決問題として最長 180 日以内に決定・裁定を行う。<u>特別な場合は、更に最大 30 日間延長することができる。</u></p>	<p>仲裁廷の設置後 45 日以内に要請された、申立人に有利な裁定を下すことができる請求でない旨の被申立人の異議について、先決問題として最長 180 日以内に決定・裁定を行う。</p>	
審理手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>透明性の確保—請求の意図の通知文書から判決に至る全ての文書は原則公開</u></li> <li>専門家による報告</li> <li>複数の請求の併合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家による報告</li> <li>複数の請求の併合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家による報告</li> </ul>

<p>裁定</p>	<p>・被申立人の違反がその損失・損害の主たる原因であると立証した場合の裁定される損失・損害は、申立人が立証した投資に限定する。またその訴えが根拠がないと決定したときは、申立人に合理的な費用等を弁済させる。</p> <p>・仲裁廷は、 ①原状回復 ②損害賠償金・適当な利子のいずれか、申立人の有利な措置を裁定する。</p> <p>・懲罰的損害賠償の支払いを命ずることができない。</p>	<p>・仲裁廷は、 ①損害賠償金・適当な利子 ②原状回復 のいずれか、又はその組合せについてのみ裁定する。</p> <p>・同左</p>	<p>・仲裁廷は、 ①損害賠償金・適当な利子 ②原状回復 のいずれか、又はその組合せについてのみ裁定する。</p> <p>・同左</p>
<p>裁定の確定</p>	<p>&lt;ICSID 条約&gt;</p> <p>・裁定の日から 120 日が経過し、当事者が裁定の再審又は取消しの要請をしなかったとき</p> <p>・裁定の再審又は取消しの手続きが終了したとき</p> <p>&lt;ICSID に係る追加的な制度又は UNCITRAL 仲裁規則&gt;</p> <p>・裁定の日から 90 日が経過し、当事者が裁定の再審又は取消しの手続きを開始しなかったとき</p> <p>・裁定の再審又は取消しの申請が却下され、又は認められ、かつ、上訴が行われないとき</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>	<p>同左</p> <p>&lt;ICSID に係る追加的な制度又は UNCITRAL 仲裁規則&gt;</p> <p>・裁定の日から 3 月が経過し、当事者が裁定の再審又は取消しの手続きを開始しなかったとき</p> <p>・裁定の再審又は取消しの申請が却下され、又は認められ、かつ、上訴が行われないとき</p>

<p>裁定の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各締約国は、自国の区域内で裁定を実施する。</li> <li>・<u>非申立て人が確定した裁定に従わないときは、次のいずれかの措置をとることができる。</u></li> <li>①第 28.7 条の締約国間のパネルを設置</li> <li>②ICSID 条約、ニューヨーク条約又は米州条約による各締約国の国内法に基づく強制執行手続きの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各締約国は、<u>自国の関係法令に従い自国の区域内で裁定を<u>実行するために必要な手段</u>を実施する。</u></li> </ul> <p style="text-align: center;">[ ICSID 条約又はニューヨーク条約による各締約国の国内法に基づく強制執行手続きの実施 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各締約国は、自国の区域内で裁定を実施する。</li> <li>・<u>非申立て人が確定した裁定に従わないときは、次のいずれかの措置をとることができる。</u></li> <li>①第 2008 条の締約国間のパネルを設置</li> <li>②ICSID 条約、ニューヨーク条約又は米州条約による各締約国の国内法に基づく強制執行手続きの実施</li> </ul>
--------------	--	--	--